

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(仮称)案の概要等へのご意見に対する考え方について

整理番号	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	仙台市を別紙1の区域として定めていただいておりますが、仙台市東部沿岸部の防災集団移転事業の跡地の利活用に係る事業が進んでいるところであり、引き続きこの復興特区制度が延長となるようお願いしております。	今般、仙台市は同法第4条第1項の政令で定める区域としたところです。引き続き、制度の趣旨に沿った適切な運用がなされるよう努めてまいります。